平成２３年（フ）第１７７７号
京都市山科区東野中井ノ上町19番地26
債務者　大谷より子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８２号
京都市中京区壬生土居ノ内町34番地４　メゾン・ブランシェⅡ206号
債務者　五十川雅臣
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３０号
広島県廿日市市上平良1479番地１
債務者　和田　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１６号
広島県東広島市黒瀬町国近605番地10
債務者　川崎　敬子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６２号
広島市安佐南区山本１丁目６番12―303号
債務者　坂木　淳一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７０号
広島市安芸区船越南３丁目10番２―204号
債務者　濱田　心一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７１号
広島市南区宇品海岸１丁目10番23―402号
債務者　川井　義勝
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３２号
長崎県長崎市小江原４丁目４番７―201号
債務者　上野　大介
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
北海道苫小牧市桜木町４丁目３番26号
債務者　鈴木智誉美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８１号
宮城県遠田郡美里町字桜木町185番地１　ハイツライフアリーナＣ103号、従前の住所宮城県遠田郡美里町字桜木町185番地２
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
秋田県能代市字大瀬儘下74番地20　カレンヴィラ102号
債務者　武田　匡史
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５９号
千葉県館山市船形204番地の３
債務者　安田　令子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第４６８号
山梨県甲府市北新１丁目６番２―235号
債務者　佐藤　　晏
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
長野市篠ノ井布施高田652番地８　ホープ高田102
債務者　大矢　淳子（旧姓菊池・山嵜）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
長野県須坂市北相之島202番地　Ｂ―25
債務者　小境　竜也
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
長野県中野市大字江部1078番地
債務者　丸山　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
長野市大字鶴賀57番地１　七瀬ハイツ407号室
債務者　東　　辰則
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
長野県須坂市大字須坂760番地
債務者　吉越　洋平
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係